

令和4年12月20日
役員会決定

国立大学法人滋賀大学経営協議会の学外委員の選考方針

経営協議会の学外委員（国立大学法人滋賀大学経営協議会規程第2条第1項第3号の委員をいう。以下同じ。）については、「本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者」を学長が任命するものとしている（同第3条）。

本学では、経営協議会の役割を踏まえ、学外委員については、以下の観点から選考する。なお、学外委員の任命後は、速やかにその氏名、略歴、選考理由を公表するものとする。

記

1. 学外委員の構成に関する方針

経済・産業界、教育界、地域社会など、多様なステークホルダーの識見が反映できる構成とする。また、ジェンダー等の多様性を確保するよう図る。

2. 学外委員の選考方針

以下の各観点を重視して選考する。

- (1) 経営に関する専門的知見から、大学経営の質の向上についての識見を有する者
- (2) 未来を担う人材を育成するため、教育研究の質の向上についての識見を有する者
- (3) 社会との共創の拠点として、大学の果たすべき役割についての識見を有する者
- (4) 地域の持続的発展に貢献する大学の在り方についての識見を有する者

以上